

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3113827号
(U3113827)

(45) 発行日 平成17年9月22日(2005.9.22)

(24) 登録日 平成17年8月10日(2005.8.10)

(51) Int. Cl.⁷

A 6 2 B 18/02

F I

A 6 2 B 18/02

Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2005-4556 (U2005-4556)
(22) 出願日 平成17年6月17日(2005.6.17)

(73) 実用新案権者 505122494
江口 賢蔵
福岡県北九州市八幡西区三ヶ森四丁目10番22号
(74) 代理人 100062122
弁理士 今井 義博
(72) 考案者 江口 賢蔵
福岡県北九州市八幡西区三ヶ森四丁目10番22号

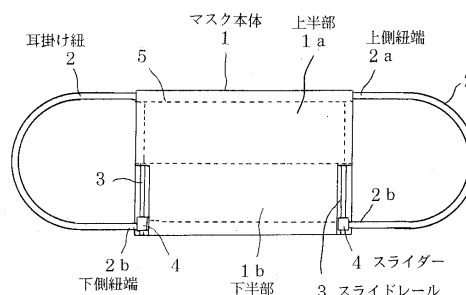
(54) 【考案の名称】 マスク

(57) 【要約】

【課題】 鼻と口を覆うマスクを着用した状態のまま、飲食などのため口を解放することができ、その場合も鼻部は確実に覆うようにする。

【解決手段】 折り曲げ可能な素材からなるマスク本体1と、その両側に耳掛け紐2をそなえたマスクにおいて、前記耳掛け紐2の下側紐端2bを、マスク本体1の左右側縁の下端部と中間部の位置に変更できるように取り付ける。このため、マスク本体1の下半部1bの左右側縁にスライドレール3をそなえ、耳掛け紐2の下側紐端2bを、前記スライドレールに沿って移動するスライダー4に取り付けている。スライダー4を中間部の位置に引き上げた状態で、口を覆っているマスク本体の下半部1bを、鼻を覆っている上半部1aの内側あるいは外側に重ねて折り曲げる。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

柔軟な素材からなるマスク本体と、その両側に耳掛け紐をそなえたマスクにおいて、前記耳掛け紐の下側紐の取付位置を、マスク本体側縁の下端部と中間部に変更できるように設け、中間部位置に取り付けた状態では、口を覆っているマスク本体の下半部を、鼻を覆っている上半部に重ねて折り曲げるようにしたことを特徴とするマスク。

【請求項 2】

前記マスク本体の下半部の左右側縁にスライドレールをそなえ、耳掛け紐の下側紐端を、前記スライドレールに沿って移動するスライダーに取り付けた請求項 1 のマスク。

【請求項 3】

前記マスク本体側縁の下端部と中間部に係止具をそなえ、耳掛け紐の下側紐端部に、前記係止具に結合する係止片を取り付けた請求項 1 のマスク。

【請求項 4】

前記係止具と係止片が面ファスナーである請求項 3 のマスク。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この考案は、折り曲げができる柔軟な素材を用い、風邪や花粉症などに対して使用する鼻と口を覆うようにしたマスクに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来、一般的なマスクは、ガーゼや不織布などの柔軟な素材を用いて鼻と口を覆う長方形に折り畳んで縫製したマスク本体と、このマスク本体の左右両側の上下端に取り付けて耳に掛けるようにした耳掛け紐で構成されている。なお、耳掛け紐はマスク本体の両側に縫い付けるか上下の縁に沿って通すようにしている。

したがって、マスクを着用した状態では、飲食物たとえばお茶やジュースを飲んだり食事や喫煙などができず、その都度マスクを取り外したり、マスク全体を顎の下までずらす必要があり、マスク全体をずらすと体裁が悪く、またマスクを外した場合はマスクを一時的にポケットなどに収納する手数がかかり、時には落とすなどの不便がある。

【0003】

このため、マスク本体の左右に設けた公知の耳掛け主紐とは別に、マスク上側縁の両端に環状の耳掛け上部紐を取り付け、通常は耳に主紐と上部紐の両方を掛けて使用し、飲食時等は主紐だけを外して上部紐だけで保持させることによりマスク本体と主紐をフリーな状態にし、マスク本体を前方に開閉させて鼻および口を解放できるようにしたマスクが提案されている。（特許文献 1 参照）

また、マスク本体の下部を 150 度内側に折り曲げ、折り曲げ個所の両端に耳掛け紐を取り付けて折り曲げた部分を顎の下に当てて着用することにより、マスク本体が耳掛け紐に引っ張られて湾曲することで口の前を覆うようにしており、味見する時は折り曲げられて口の前に立っているマスク本体を前方に倒すようにした調理用のマスクがある。（特許文献 2 参照）

【0004】

【特許文献 1】 実用新案登録第 3089472 号公報

【特許文献 2】 特開 2004 - 24819 号公報

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

このように、鼻と口を覆うマスクでは、はっきりと言葉を出したり、飲食物を口にする場合に、その都度マスクを外すことは、外したマスクの処理が面倒であるため、二重の耳掛け紐を設けて一方を外すことでマスクを着用したままでマスク本体を口から解放するのが提案されているが、口の解放とともに鼻も解放されて無防備になり、とくに花粉症の

10

20

30

40

50

人はこの間に鼻からピールスや花粉を吸い込むおそれがある。また、主紐がマスク本体とともに垂れているため体裁も良くなく、飲食時は垂れているマスクを押し上げねばならないなどの欠点がある。

また、調理用のマスクは、口の前方にマスク本体を立てた状態で唾の飛散を防ぐものであり、鼻や口を覆う作用はない。

本考案は鼻と口を覆うように着用するマスクにおいて、着用中に口だけを解放できるようにしたマスクを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

このため、柔軟で折り曲げ可能な素材で鼻と口を覆うマスク本体と、その両側に耳掛け紐をそなえたマスクにおいて、上側紐端をマスク本体の側縁の上端から引き出し、耳掛け紐の下側紐端の取り付け位置を、マスク本体側縁の下端部と中間部の位置に変更できるようにし、通常は耳掛け紐を下端部の位置に取り付けて使用し、飲食時などは耳掛け紐を中間部の位置に取り付け、口を覆っているマスク本体の下半部を、鼻を覆っている上半部に重ねて折り曲げることにより、鼻を覆ったままで口を解放できるようにしている。

10

【0007】

前記耳掛け紐の取り付け位置の変更は、マスク本体の縁にビニール製などのスライドレールを取り付け、このスライドレールに沿って移動するスライド片に耳掛け紐の下側紐端を取り付け、あるいは、フックや面ファスナーなどの係止具で着脱可能に結合させて変更させる。

20

なお、耳掛け紐を中間部の取り付け位置に変更した後のマスク本体の下半部は、上半部の内側に折り込んでも、外側に折り重ねるようにしても良い。

【考案の効果】

【0008】

本考案によれば、マスクを着用した状態で、耳掛け紐の下側紐端の取り付け位置だけを変更して、口を覆っているマスク本体の下方部分を、上方に折り返しているため、マスクを着用した状態でも容易に操作でき、マスク全体を取り外す必要がない。

また、鼻の部分は覆われたままで口だけが解放されるので、飲食などの間に鼻からのピールスや花粉の吸い込みを確実に防止できる効果が得られる。

なお、耳掛け紐の位置の変更は、簡単な構成で着用したままでも行うことができ、口を解放した状態では、鼻部分を覆っているだけで、垂れ下がるなどの部分がなく体裁を損なわない利点がある。

30

【考案を実施するための最良の形態】

【0009】

これを図1に示す実施例について説明する。

1はマスク本体で、ガーゼ、不織布などの柔軟で通気性のある素材を折り重ねて縫製しており、1aは鼻部分を覆う上半部、1bは口を覆う下半部である。2は布やゴム紐などの耳掛け紐で、上側紐端2aをマスク本体1の左右上端に取り付けている。2bは耳掛け紐2の下側紐端、3はマスク本体1の下半部1aの両側縁に沿って内側あるいは外側に取り付けたビニール製のスライドレール、4は前記スライドレール3に沿って移動するスライダで前記耳掛け紐2の下側紐端2bを取り付けている。

40

なお、5は縫い目を示しており、耳掛け紐2は、マスク本体1の上縁に沿って縫い目の内側を通して左右一体にしたものでもよい。

【0010】

左右のスライダ4をスライドレール3の下端に移動させた状態では、耳掛け紐2がマスク本体1の上下端に連結され通常のマスクとして使用する。

飲食時など口を解放する時は、左右の耳掛け紐2の下側紐端1bを取り付けたスライダ4をスライドレール3に沿って上端まで引き上げると、両側の耳掛け紐2によりマスク本体1の上半部1aが保持され、鼻部分を覆ったままで下半部1bが解放されるので、この下半部1bを上半部1aの内側あるいは外側に重ねるように折り返すことにより、鼻部

50

分を上半部 1 a と下半部 1 b が二重に覆われた状態で口を解放させる。

口を解放させた用件が終わると、折り曲げた下半部 1 b を戻して、スライダー 4 を引き下げる。マスク本体 1 の下半部 1 b を折り返すときに、上半部 1 a の外側に折り曲げてもマスク面の湾曲で保持されるが、内側に折り込むようにすれば、保持が確実に、体裁も良くなる。

【0011】

図 2 は別の実施例で、図 1 と同じ部分に同一の符号を付している。

耳掛け紐 2 の上側紐端 2 a はマスク本体 1 の左上端に取り付けられ、下側紐端 2 b に係止具の一方、この実施例では適宜大きさの面ファスナー 6 例えばマジックテープ（登録商標）を取り付けてある。7、8 はマスク本体の左右側縁の下端と中間部にそれぞれ取り付けられた係止具の他方である面ファスナーで、いずれも面ファスナー 6 と結合でき、マスク本体 1 の内側あるいは外側に固着されている。9 はマスク本体 1 の側縁の上端部に固着させた面ファスナーで、前記面ファスナー 7 と同じマスク本体面に取り付けており折り曲げ時に結合して下半部を確実に保持させるようにしている。

10

【0012】

左右両側の耳掛け紐 2 の下側紐端 2 b に取り付けられた面ファスナー 6 を、マスク本体 1 の下端部に取り付けた面ファスナー 7 に結合させ、通常のマスクとして使用する。

飲食時など口を解放する時は、耳掛け紐 2 の面ファスナー 6 をマスク本体 1 の面ファスナー 7 から外して中間部の面ファスナー 8 に結合させる。この付け替えはマスクを着用した状態のままでも容易に行うことができる。両側の耳掛け紐 2 をそれぞれ面ファスナー 8 に付け替えることによって、マスク本体 1 の上半部 1 a が耳掛け紐 2 で保持されて鼻部分を覆い、下半部 1 b が解放されるので、この下半部 1 b を上半部 1 a の内側または外側に重ねて折り込むことにより口が解放される。

20

折り込みにより下半部 1 b は、面ファスナー 7 が面ファスナー 9 に結合され、鼻部分を二重に覆った状態で確実に保持される。

【0013】

なお、マスク本体 1 の下半部 1 b を内側に折り込む場合は、面ファスナー 9 は設けなくてもよいが、外側に折り返す場合は、湾曲で下半部 1 b が上半部 1 a に重なって保持されるがマスク本体が柔らかいためになくなった端部が垂れ下がるおそれがあり、このため面ファスナー 7 を面ファスナー 9 に結合させると確実に保持させることができる。

30

なお、上記の説明では係止具としては面ファスナーを用いているが、これに限られず、フックやかぎフックなどを用いることができる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図 1】本考案の実施例を示すマスクの平面図である。

【図 2】別の実施例を示す平面図である。

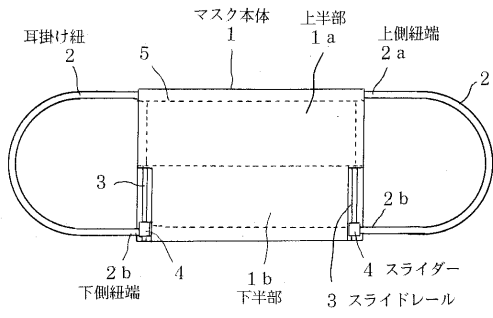
【符号の説明】

【0015】

- 1 マスク本体部
- 1 a 上半部
- 1 b 下半部
- 2 耳掛け紐
- 2 a 上側紐端
- 2 b 下側紐端
- 3 スライドレール
- 4 スライダー
- 5 縫い目
- 6、7、8、9 面ファスナー

40

【図 1】



【図 2】

